

石川県外国人介護人材日本語能力向上支援事業費補助金交付要綱

(通則)

第1条 石川県外国人介護人材日本語能力向上支援事業費補助金（以下「補助金」という。）については、石川県補助金等交付規則（昭和34年石川県規則第29号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

(目的)

第2条 この補助金は、外国人介護人材が円滑に就労できるよう、外国人介護人材を受け入れる施設又は事業所（以下「受入施設」という。）が行う日本語学習の支援を行うことを目的とし、これに要する経費について予算の範囲内で補助する。

(補助対象者)

第3条 この補助金の交付対象となる者（以下「補助事業者」という。）は、石川県内の受入施設を運営する者であり、介護職種の技能実習生（以下「技能実習生」という。）及び介護分野における1号特定技能外国人（以下「特定技能外国人」という。）を雇用している者とする。

2 補助事業者は、自己又は自社の役員等が、次の各号のいずれにも該当する者であってはならない。

(1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

(2) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

(3) 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者

(4) 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者

(5) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

(6) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

(7) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

3 補助事業者は、前項の各号に掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人であってはならない。

(補助金の交付の対象となる経費及びその補助率)

第4条 この補助金の交付対象となる経費は、技能実習生及び特定技能外国人の日本語学習に係る経費のうち、雇用が発生した日以降に受入施設が負担する別表の経費区分に該当する経費とし、基準額及び補助率は別表に掲げるとおりとする。

(補助対象期間)

第5条 この補助金の交付対象となる期間は、技能実習生又は特定技能外国人の雇用が発生した日の属する県の会計年度又は翌会計年度のいずれか1年度とする。

(交付額の算定)

第6条 この補助金の交付額は、別表の第3欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費区分に該当する経費の実支出額とを比較して少ない方の額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に第4欄の補助率を乗じて得た額とする。ただし、この場合において算定された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

(交付申請)

第7条 補助事業者は、補助金交付申請書(第1号様式)に関係書類等を添えて、別に定める日までに知事に提出しなければならない。

(交付決定)

第8条 知事は、前条の規定により補助金交付申請書の提出があったときは、その内容を審査の上、適当と認められるときは補助金の交付決定を行い、補助事業者に通知するものとする。

(交付の条件)

第9条 補助金の交付の決定をする場合において、補助金の交付の目的を達成するため、次の各号に掲げる事項について、条件を付するものとする。

- (1) 補助事業を変更しようとする場合は、変更承認申請書(第2号様式)を提出し、知事の承認を受けること。ただし、補助対象経費を20%以内で増減させる場合、又は、補助事業の目的の達成に支障をきたさない事業計画の細部の変更の場合であつて、交付決定を受けた補助金の額の増額を伴わないときはこの限りではない。
- (2) 補助事業を中止又は廃止しようとする場合には、中止(廃止)承認申請書(第2号様式)を提出し、知事の承認を受けること。
- (3) 補助事業が予定期間内に完了する見込みのない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに知事に報告してその指示を受けること。

(実績報告)

第10条 補助事業者は、事業完了後30日以内又は、当該年度の3月31日のいずれか早い日までに、事業実績報告書(第3号様式)に関係書類を添え、知事に提出しなければならない。

(額の確定)

第11条 知事は、前条の報告を受けた場合は、報告書等の書類の審査を行い、その報告に係る事業の実施結果が補助金の交付決定の内容(第9条第1号に基づく承認をした場合は、その承認した内容)に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に通知するものとする。

(補助金の交付)

第12条 補助金の支払いは精算払いにより交付する。

2 補助事業者は、補助金精算請求書(第4号様式)を知事に提出しなければならない。

(消費税等に係る税額控除の申告)

第13条 補助事業者は、補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告によりこの補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額が確定した場合は、消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額報告書(第5号様式)により速やかに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

(書類の保管)

第14条 補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿及び証拠書類を、当該補助事業完了の日(事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日)の属する年度の翌年度から起算して5年間保管しておかなければならない。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関して必要な事項は知事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

この要綱は、令和3年3月23日から施行する。

この要綱は、令和4年3月1日から施行する。

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

別表

1 補助対象経費	2 対象経費区分	3 基準額	4 補助率
第4条にかかる経費	報償費、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費、教材費）、役務費（通信運搬費、手数料、保険料）、使用料及び賃借料、委託料、補助金（入学金、受講料に限る。）、備品購入費（単価30万円以上の備品を除く。）	外国人介護人材一人あたり 150千円	1/2